

秋田県公報

目 次

○生活保護法による指定介護機関の変更(二二二・福祉政策課).....	3
○保安林予定森林の指定通知(二二三、二二四・水と緑の森づくり課).....	3
○指定施設要件変更予定通知(二二五、二二六・水と緑の森づくり課).....	4
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課).....	5
○土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部).....	5
○土地改良区の役員の変更及び就任の届出(由利地域振興局農林部).....	5
○土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部).....	5
選挙管理委員会告示	
○個人演説会等を開催することができる施設の指定(七八).....	5
○個人演説会等を開催することができる施設の指定解除(七九).....	5

告 示

秋田県告示第二百九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
仙北市特別養護老人ホームたざわこ清眺苑	仙北市長	仙北市田沢湖生保内字下高野七十二番地七十三	介護老人福祉施設	平成二十一年三月三十一日
仙北市田沢湖短期入所生活介護事業所	仙北市長	仙北市田沢湖生保内字下高野七十二番地七十三	短期入所生活介護	平成二十一年三月三十一日
特別養護老人ホーム桜寿苑	大仙市長	大仙市北長野字野口前四十七	介護老人福祉施設	平成二十一年三月三十一日
中仙老人短期入所施設	大仙市長	大仙市北長野字野口前四十七	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十一年三月三十一日
中仙デイサービスセンター	大仙市長	大仙市北長野字野口前四十七	通所介護、介護予防通所介護	平成二十一年三月三十一日
横手市社会福祉協議会西部指定訪問入浴介護事業所	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会 会長	横手市雄物川町今宿字鳴田百五十番地	訪問入浴介護、介護予防入浴介護	平成二十一年三月三十一日
三種町社会福祉協議会八竜ケアプランセンター	社会福祉法人 社会福祉協議会 会長	山本郡三種町大口字上の沢十七番地四	居宅介護支援事業	平成二十一年三月三十一日
三種町社会福祉協議会琴丘ケアプランセンター	社会福祉法人 社会福祉協議会 会長	山本郡三種町森岳字上台九十三番地五	居宅介護支援事業	平成二十一年三月三十一日

秋田県告示第二百十号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次

のとおり指定介護機関から事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	休止年月日
三種町社会福祉協議会琴丘ホームヘルプサービス	社会福祉法人 三種町社会福祉協議会 会長	山本郡三種町鹿渡字町後二百六十三	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十一年三月三十一日

秋田県告示第二百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
たざわこ清眺苑短期入所	社会福祉法人 県南ふくし会 理事	仙北市田沢湖生保内字下高野七十二番地七十三	短期入所生活介護、介護 予防短期入所生活介護	平成二十一年四月一日
特別養護老人ホームたざわこ清眺苑	社会福祉法人 県南ふくし会 理事	仙北市田沢湖生保内字下高野七十二番地七十三	介護老人福祉施設	平成二十一年四月一日
ケアホテルすみさん家	社会福祉法人 元気村 理事長	北秋田市小森字向長渡十二番地八	短期入所生活介護、介護 予防短期入所生活介護	平成二十一年三月十五日
ケアプランセンターやわらぎ	合資会社 ケアサクセス和 代表社員	能代市落合字中大野五十九番地一	居宅介護支援事業	平成二十一年四月一日
ライナス薬局	有限会社 ライナス・プランケット 代表取締役	山本郡八峰町八森字古屋敷十三一六	居宅療養管理指導	平成二十一年三月一日
介護プラザすずらん大仙居宅介護支援センター	株式会社 エステイコーポレーション 代表取締役	大仙市大曲住吉町三番二号	居宅介護支援事業	平成二十年十二月十五日
グループホーム太田ふくし苑デイサービス事業所	株式会社 サイトー商会 代表取締役	大仙市太田町横沢字久保関北七百六十一一	認知症対応型通所介護、 介護予防認知症対応型通所介護	平成二十一年四月一日
グループホーム湯の越の家	湯の越の里株式会社 代表取締役	南秋田郡五城目町内川浅見内字後田百二十五一五	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十一年三月二十七日
スマイル訪問介護サービス	スマイルサポート合同会社 代表社員	能代市落合字下谷地百六十五番地	訪問介護、介護予防訪問 介護	平成二十一年四月一日
すえひろデイ・サービスセンター	企業組合 ゆい 代表理事	鹿角市十和田末広字家ノ下七番地	通所介護、介護予防通所 介護	平成二十一年四月一日
福寿荘ケアプランセンター	株式会社 みやた 代表取締役	南秋田郡五城目町字鶴ノ木九十番地一	居宅介護支援事業	平成二十一年三月十八日

医師会居宅介護支援センターせんがり	社団法人	由利本荘医師会 会長	由利本荘市堤脇四十番地一	居宅介護支援事業	平成二十一年四月一日
医師会訪問看護ステーションせんがり	社団法人	由利本荘医師会 会長	由利本荘市堤脇四十番地一	訪問看護、介護予防訪問看護	平成二十一年四月一日
株式会社 登石	株式会社	登石 代表取締役	北秋田市上杉字金沢五十七・五十二	介護予防訪問介護	平成二十一年一月一日
株式会社 登石	株式会社	登石 代表取締役	北秋田市上杉字金沢五十七・五十二	介護予防訪問入浴介護	平成二十一年一月一日
海光苑ショートステイ	社会福祉法人	八森峰浜ふくし会 理事長	山本郡八峰町八森字寺の後川向八番地一	介護予防短期入所生活介護	平成二十一年二月一日
海光苑デイサービスセンター	社会福祉法人	八森峰浜ふくし会 理事長	山本郡八峰町八森字寺の後川向八番地一	介護予防通所介護	平成二十一年二月一日

秋田県告示第二百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後		
デイサービスセンターまつば	株式会社 登石 代表取締役	北秋田市綴子字胡桃館三十四二	北秋田市松葉町三番六号	北秋田市綴子字胡桃館三十四二	通所介護、介護予防通所介護	平成二十一年二月十五日
ダスキンヘルスレント横手ステーション	有限会社 ダスキンよねや 代表取締役	横手市条里三丁目二番六十三号	横手市横手町字一ノ口五十番地五	横手市条里三丁目二番六十三号	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	平成二十一年二月二十三日

秋田県告示第二百十三号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

- 一 保安林予定森林の所在場所
鹿角市八幡平字清水向一の三、八四、八六、字下館三〇の一から三〇の三まで、三一の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字清水向一の三・八四・八六・字下館三〇の一から三〇の三・三一の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、鹿角地域振興局農林部及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第二百十四号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 北秋田市阿仁笑内字笑内下モ六二の一、六三、六六、六七の一五、六九、七〇、七一、阿仁伏影字向平九、二九の一二、二九の一五、二九の一七、三〇の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 阿仁笑内字笑内下モ六三・六六・阿仁伏影字向平九・二九の一五・三〇の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (三) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、北秋田地域振興局農林部及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第二百十五号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- (一) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
 - 秋田市・仙北市（以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (三) 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - 秋田市・仙北市（以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 秋田市・仙北市（以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

- (一) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
 - 秋田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (三) 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 秋田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

秋田県告示第二百十六号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- (一) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
 - 仙北市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (三) 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 仙北市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
仙北市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
変更後の指定施業要件

(二) 立木の伐採の方法

(1) 立木の伐採については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
仙北市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

エ 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。

三(一) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
仙北市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
保安林として指定された目的 公衆の保健
変更後の指定施業要件

(二) 立木の伐採の方法

(1) 立木の伐採については、主伐は、択伐による。

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を定めな

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

ウ 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、仙北地域振興局農林部及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年四月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 申請のあった年月日
平成二十一年四月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 あきた花咲く教師力ネット

三 代表者の氏名
間嶋 祐 樹

四 主たる事務所の所在地
秋田市

五 定款に記載された目的
この法人は、秋田県内の教育関係者、保護者及び児童生徒等に対して、子どもの健全育成を図ろうとする精神のもと、授業技量及び教育技術向上のための研修会、各種体験教室、教育や子育てに係る情報提供サービス等の支援事業を行い、学校、家庭及び地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、山本郡三種町下岩川土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十一年四月十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年四月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、鳥海町笹子土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年四月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 退任監事の住所及び氏名
由利本荘市鳥海町下笹子字平林五十六番地 梶原 正市

二 就任監事の住所及び氏名
由利本荘市鳥海町下笹子字日影四十八番地 原田 荘円

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項

の規定により、鳥海町笹子土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十一年四月二十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年四月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

選挙管理委員会告示

秋選管告示第七十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨大館市選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施設の名目	施設の所在地	指定年月日
小泉交流センター	大館市比内町白沢水沢字	平成二十一年四月一日
水沢二十五番地二		

秋選管告示第七十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定解除した旨大館市選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施設の名目	施設の所在地	指定解除年月日
大館市立大滝児童館	大館市十二所字後田五十	平成二十一年四月一日
四番地		

秋選管告示第八十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨秋田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月二十八日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一
 施設の名称
 施設の所在地
 指定年月日

秋田市豊岩地	秋田市豊岩地	平成二十一年四月
秋田市下新城地区コミュニティセンター	秋田市下新城笠岡字堰場百九十三番地四	平成二十一年四月一日

秋田市下新城地区コミュニティセンター	秋田市下新城笠岡字堰場百九十三番地四	平成二十一年四月一日
秋田市下新城地区コミュニティセンター	秋田市下新城羽川字下野一番地七十六	平成二十一年四月一日

一 資金管理団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
岩井川皓二後援会	岩井川 皓二	高橋 文明	湯沢市成沢字堤端百十五

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
秋田県建築設計事業者政治連盟	高橋 一安	佐藤 眞彦	秋田市山王三丁目一七 東カンビル二F
えちご貞勝後援会	秋山 勝雄	越後 洋子	男鹿市船川港本山門前字垂水二十九一四
加藤ながみつ後援会	佐藤 牧夫	佐藤 牧夫	能代市二ツ井町字比井野三十八 ひいのハイツ二百二号
木のまち再生プロジェクト	佐藤 牧夫	菅原 隆文	能代市二ツ井町字比井野四十六
木元正一郎後援会	木元 一也	又井 良子	大仙市長野字柳田二十九
さとう純子後援会	小玉 正憲	岡崎 忠勝	秋田市新屋勝手町十一一二十六
高橋堅幸後援会	佐藤 芳藏	佐藤 貞重	由利本荘市鳥海町伏見字上原百六十七一五
たけだ一俊後援会	虻川 誠夫	虻川 喜正	大館市櫃崎字大堀宅地二十三
土井文夫後援会	土井 健二	伊藤 瑠美子	大仙市払田字下払田百九十一一
渡会利男後援会	佐々木 弘	佐藤 久一	由利本荘市船岡字大平野七十八

秋選管告示第八十一号
 次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十号）第十七条第二項の規定により、平成二十一年四月一日以

降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月二十八日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

正 誤

平成二十一年四月十四日(第二千七百一十一号)掲載の秋田県告示
 第七十九号(狩猟免許試験並びに狩猟免許の更新に係る適性検
 査及び講習の実施)

ページ	段	行	誤	正
一	中	三十六	横手市中央町八 番地十二	横手市中央町八 番十二号
一	下	二	横手市ふれあい プラザかまくら 館	横手市ふれあい センターかまく ら館
一	下	二	本荘由利広域交 流センター	由利本荘市市民 交流学習センタ
二	下	十	本荘由利広域交 流センター	由利本荘市市民 交流学習センタ

(原稿誤り)

一ページ下段三十四行目の次の項目を削除する。

平成二十一年六月二十一日
 午前九時
 横手市平鹿町浅舞字覚町後百
 四十番地
 横手市平鹿生涯学習センター

二ページ上段十一行目と十二行目の間に次のように加える。

平成二十一年六月二十八日
 午前九時
 横手市平鹿町浅舞字覚町後百
 四十番地
 横手市平鹿生涯学習センター

(原稿誤り)

二ページ上段二十九行目と三十行目の間に次のように加える。

平成二十一年七月五日 午前
 九時三十分
 湯沢市字沖鶴百三番地一
 湯沢市湯沢文化会館

二ページ中段七行目の次の項目を削除する。

平成二十一年七月十二日 午
 前九時
 湯沢市字沖鶴六十九番地五
 湯沢雄勝広域交流センター

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄